

診療情報の提供について

令和7年4月1日現在

＜目的＞

「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日医政発第0912001号)に基づき、
診療情報の提供等に関して以下の通り定めております。

＜定義＞

- (1)「診療情報」とは、診療の過程で、患者様の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報のことと定義しております。
- (2)「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者様にかかる入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録と定義しています。
- (3)「診療情報の提供」とは、口頭説明、説明文書の交付、診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者様等に対して診療情報を提供することと定義しております。
- (4)「診療記録の開示」とは、患者等の求めに応じ、診療記録を開覧に供すること又は診療記録の写しを交付することと定義しております。

＜診療記録の開示に関する原則＞

医療従事者等は、「開示請求者」が患者様の診療記録の開示を求めた場合、原則これに応じることとしております。

＜診療記録の開示請求が原則可能な方＞

- (1)患者様本人
- (2)法定代理人
- (3)診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (4)患者様本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- (5)法定相続人(患者様本人がお亡くなりになっている場合)等

※上記に定める方の場合でも別途規定する項目に該当する場合は開示請求をお受けできないことがあります。

＜診療記録の開示に伴う費用＞

- (1)診療録等の閲覧
医師立会い : 5,500円／60分(消費税込) 3時間以内で御願い致します。
非医師立会い : 1,100円／60分(消費税込) 3時間以内で御願い致します。
- (2)診療録等の複写
カ ル テ : 33円／枚(消費税込)
検 査 : 33円／枚(消費税込)
エックス線 : 550円／枚(消費税込)

＜診療情報の提供をお断りするケース＞

- (1)第三者の利害を害する恐れがあるもの
- (2)患者様本人の心身の状態を著しく損なうおそれがあるもの
- (3)他の法律に違反するもの
- (4)退院日又は最終外来受診日の翌日を起算日とし、5年を経過した診療記録
- (5)上記に付随する恐れがあると当院が判断した場合

本件に関するお問い合わせは当院事務部医事課まで御願い致します。



医療法人社団 旗の台病院 院長